

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター

第6期中長期計画

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条の 5 第 1 項の規定に基づき、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「国際農研」という。)の令和 8 年(2026 年)4 月 1 日から令和 15 年(2033 年)3 月 31 日までの 7 年間における中長期目標を達成するための計画(以下「中長期計画」という。)を次のように策定する。

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(以下「国際農研」という。)は、熱帯又は亜熱帯に属する地域その他の開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)における農林水産業に関する技術上の試験及び研究を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与してきた。

さらに、我が国を代表する、国際農林水産業分野における専門的な研究機関として、アジア、アフリカ、南米等の多くの研究機関・大学等との共同研究等を通じて、開発途上地域における食料安全保障や持続可能な農林水産業の発展に貢献するとともに、国際共同研究に加え国際招へい共同研究事業(JIRCAS フェロー)等を通じて開発途上地域の研究人材を育成してきた。

国際農研は、上記の活動を通じて蓄積した、50 余年にわたる開発途上地域等での共同研究の経験・知見及び国際的な研究ネットワークを保持するとともに、農業・林業・水産業分野の専門知識や社会科学等の幅広い知見を持つ人材が集結しており、豊富な在外経験や語学力等を活かして共同研究相手国の現場課題解決へ貢献できる体制を有している。

第 5 期中長期計画期間(令和 3 年度～令和 7 年度)には、気候変動対策技術や資源循環・環境保全技術の開発、新たな食料システムの構築を目指す生産性・持続性・頑強性向上技術の開発、戦略的な国際情報の収集分析・提供によるセンター機能の強化を重点研究分野と位置付け業務を推進するとともに、行政と連携したみどりの食料システム戦略の開発途上地域への展開や G20 首席農業研究者会議等への参画を通じ、国際社会における我が国のプレゼンス向上の一翼を担ってきた。

国際農研の持つ国際的な研究ネットワークや行政との強い連携といった強みをより一層活かし、地球規模課題の解決へ貢献するためには、研究成果の社会実装への橋渡しを進めるための組織マネジメントの高度化や、多様化・複雑化する課題に対応するための現地ニーズや国際動向等の情報収集・分析、さらには研究活動を発展させるための研究資金の確保等を効果的に推進することが必要となっている。

このため、第 6 期中長期目標期間においては、新たな食料・農業・農村基本計画(令和 7 年 4 月 11 日閣議決定)及びみどりの食料システム戦略等を踏まえ、環境負荷低減や資源循環に資する技術の開発、食料安定供給に資する技術の開発、国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案といったインテリジェンス機能の強化を重点分野と位置付け、重点的な研究資源の配分を行うとともに連携強化による社会実装への橋渡しを推進する。

これらの取組を通じ、我が国における国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試

験研究機関として、食料・農業・農村基本計画等の政策の実現に向け、我が国を含む世界の農林水産技術の向上を図るとともに、国際的な科学的議論を主導することにより、食料安全保障の確立と持続可能な農林水産業の発展、さらには我が国の科学技術への信頼性向上に貢献する。

第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

以下の業務を一定の事業のまとまり（セグメント）として推進し、農林水産省が設定する評価軸及び評価指標等に基づく評価を通じて、業務の質の向上を図る。なお、期間中に中間的な評価を実施し、その結果に応じて研究開発内容等を見直す。

- ①環境負荷軽減や循環型資源利用に資する技術の開発<環境・資源セグメント>
- ②食料安定供給に資する技術の開発<食料・栄養セグメント>
- ③国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント>

1 研究開発マネジメント

(1) 戦略的な研究開発及び革新的技術の創出に向けた研究基盤の整備

地球規模課題の解決に向けて国際社会及び我が国に貢献していくために、以下の取組みを行う。

ア 革新的技術の創出に向けた研究基盤の整備や研究成果を社会実装までつなげるためのマネジメントを推進するとともに、研究成果の普及可能性や国内への裨益等を踏まえた戦略的な研究課題の重点化を図る推進体制を構築する。

イ 技術シーズが蓄積され革新的技術の創出につながるよう、国際共同研究の基盤となる相手国の研究動向情報や遺伝資源等の整備を進めるとともに、整備した情報・資源を活用した国際共同研究の推進等を通じネットワークの充実を図る。

ウ 現地での研究成果の社会実装を促すためのマネジメントとして、現地普及機関や民間企業との連携、知的財産の保護・活用、国際農研のネットワークや行政と連携した枠組みの活用等、有効な手段の活用ノウハウを蓄積する。これらのノウハウや実績ある研究者が培ったスキルが組織内に定着するよう、外部講師等も招へいしつつ所内セミナーの開催等を行う。

エ 工程表に基づく研究課題の進捗管理と評価結果に基づく選択と集中の徹底により、機動的な工程の見直しと資源の再配分を行う。研究職員への効果的なインセンティブの付与を行うとともに、外部資金の積極的な獲得に取り組み、研究資金の効率的かつ効果的な活用に努める。（外部資金の獲得金額 24 億円）

(2) 知的財産マネジメントの戦略的推進

研究開発成果の開発途上地域での迅速な利活用や技術普及を促すとともに国際貢献と我が国のプレゼンス向上の観点も考慮した戦略的な知的財産マネジメント

を推進するため、以下の取組を推進する。

- ア 知的財産管理のための内部人材の充実・育成等を図るとともに、外部人材を適切に活用できる仕組みを整え、知的財産マネジメント体制の強化を行い、適切に運用する。また、職員への研修により、国際農研の知的財産マネジメント方針（以下、「知財方針」とする）のさらなる浸透及び知的財産に関するスキルの向上を図る。
- イ 研究開発の企画段階から、想定される発明の秘匿化・権利化・標準化・公知化等の様々な方法を関係者間で検討し、オープン・アンド・クローズ戦略の視点を踏まえた適切な保護・活用方法を選択した上で工程表において管理し、研究の進捗に従い適宜見直しを行う。プロジェクト検討会等を通じ、戦略的な知的財産の保護・活用が重要と認められる研究課題を抽出し、当該課題については、プロジェクト関係者、役員、知財担当部署、必要に応じて外部専門家を交え、知財戦略を策定する。（特に重要な研究成果に関する知財戦略の策定・見直し件数3件）
- ウ 共同研究の計画立案時には、技術の流出、情報の漏えいや混入、知的財産権の侵害等に留意し、知的財産の取扱いについて方針を定め、共同研究契約等において取り決めを行う。必要に応じて秘密保持契約を締結する。
- エ 権利化後の特許等の開放や実施許諾については、知財方針・知財戦略を踏まえつつ多様な選択肢を視野に、必要に応じ知的財産審査会で審議の上、最も適切な方法を採用する。

（3）国際的な産学官連携の推進

開発途上地域における国際共同研究や研究成果の社会実装、研究人材の育成を推進するため、以下の取組みを行う。

- ア 多様なステークホルダーとの共同研究等に向けた連携を推進するとともに、特に CGIAR や FAO 等の国際機関との連携について、国際会議などの機会を活用し、共同研究の提案や戦略への助言等により、関係性の強化を図る。
- イ ASEAN や TICAD 等の重要な地域機関や会議体とのネットワークを強化するため、継続的に政府機関からの情報収集を行い重要機関・会議体の活動への関与の機会を創出し、国際社会に向けたプレゼンス向上等につなげる。
- ウ 持続的で頑健な食料システムの開発に係る研究の高度化を図るため、国内外の研究機関や大学等と連携した共同研究を積極的に推進するとともに、共同研究等を通じた開発途上地域の研究人材の育成に取り組む。
（有効な MOU 等の維持件数の平均値 200 件、共同研究の実施件数の平均値 160 件）
- エ 我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関とし

て、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構との情報交換、人的交流、研究交流等相互連携を積極的に進める。

(4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の推進

効果的な研究開発成果の社会実装を図るため、以下の取組を行う。これらの取組に当たっては、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際的な開発援助機関との連携、政府間の国際協力の枠組み、農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ等の政策的枠組み、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）に基づくベンチャーへの出資や人的・技術的援助、特許の実施許諾等、様々な手段の活用を考慮して取り組む。

ア 個々の研究課題について研究開発段階から、研究開発成果の利用者や、その利用により得られるアウトカムを明確にした上で、知財戦略や社会実装を図る手段を含む取組方針を検討する。これら社会実装に向けた取組のプロセスを工程表に反映し、プロセスに応じて現地の普及機関、民間企業と連携した技術実証、普及活動の支援等を推進する。広範な地域での社会実装が見込まれる成果については、政府間の国際協力の枠組みの活用、多数の地域の関係者を対象とするシンポジウムでの情報発信等の機運醸成の取組を促進する。また、必要に応じて、社会実装に向けたプロセスの見直しを行う。（研究開発成果が生産者、企業等により実践された社会実装の件数 7 件）

イ 研究成果のうち特に価値が高いものについて、広範囲への発信に向け成果の内容や特徴をわかりやすくまとめた研究成果情報を整備する。その中で、特に活用が見込まれる成果は主要普及成果とし、普及状況や普及上の課題を把握するためのフォローアップ調査を行い、その結果を研究活動及び社会実装に向けた取組に反映するとともに、マネジメント上のノウハウとしての蓄積を図る。また、必要に応じて、さらなる研究開発を促進する。

ウ 我が国の農林水産業への裨益が期待できる研究成果については、行政の意見を聴きつつ、関係者間で社会実装への仕組みを検討し、国内の研究開発法人や民間企業との実証研究や成果の橋渡し等を推進する。

(5) 行政との連携

我が国の政策に対応した研究開発と、我が国の国際的な信頼性を高める施策への貢献を図るため、以下の取組を行う。

ア 研究の設計から成果の普及・実用化に至る各段階において、関係行政部局との情報交換を密に行う。特に、毎年度の成果検討会議等において関係行政部局を参集し、行政ニーズの把握や成果の検証を行う。

イ 行政部局との情報交換を行い国際的な会議やシンポジウム等の情報を把握するとともに、これらにおいて、研究成果の普及に加え、政策推進との相乗効

果を期待できる効果的な情報発信を行う。

ウ 行政からの要請に応じ、国際農研の強みを活かした連携会議の開催や専門家の派遣等を行うとともに、シンポジウム開催への対応、国際農研の専門知識を活かした分析、鑑定、講習や研修の実施、CGIAR や FAO 等の国際機関や学会への協力、さらには国際機関等への政策助言など、我が国の研究力と国際的な信頼性を高める取組を展開する。

2 環境負荷低減や資源循環に資する技術の開発<環境・資源セグメント>

気候変動は地球規模で深刻化しており、特に社会基盤がぜい弱な開発途上地域で顕在化している複合的な被害に対応するため、気候変動への適応と緩和を同時に進めつつ、資源の持続的な管理及び環境と調和した強靱な農林水産業・食料システムの構築が求められている。このため、以下の取組を行う。

BNI 強化コムギを活用した生産システムや世界的に重要な他作物の BNI 能の強化に向けた育種基盤の構築を通じて、開発途上地域と世界の食料生産システムの生産性と持続性の向上に貢献する。水稲作、畑作、畜産の各分野において、現地資源を適切かつ効果的に活用した資源管理技術を開発し、アジアモンスーン地域におけるクライメートスマート農業の確立に貢献する。微生物系の最適化を含む微生物糖化と原料マルチ化プロセスを中核に、稲わら等のパームやし以外の未利用バイオマスの資源利用を高度化・標準化させ、東南アジアを中心に展開可能な農業 GX モデルとして確立する。林木育種における環境適応性の高い新品種の開発や、熱帯林の生産性および生態系機能の強化に資する植栽法等の開発を通じて、東南アジアにおける気候変動適応型林業の確立に貢献する。資源管理と環境調和型農業技術の開発及び自然資源の保全を促進する持続的管理技術の確立を通じて、熱帯島嶼の農漁村における気候変動への強靱性の向上を図る。水資源の不安定化や土壌の塩類化に対処し得る強靱性の高い節水・排水改良技術等の水・土地管理技術を開発し、アジア・アフリカの灌漑農業地域における持続的な農業生産の実現を目指す。(環境負荷軽減や資源循環に資する技術の開発7件)

3 食料安定供給に資する技術の開発<食料・栄養セグメント>

地政学リスクの高まりや所得や地域間格差の拡大、気候変動により食料・栄養問題が一層複雑化する中、食料供給の不安定化に対応するため、食料の安定供給と栄養改善を同時に実現し得るレジリエントな農林水産業システムの構築が求められている。このため、以下の取組を行う。

世界に先駆けて解明した干ばつ応答機構等の先導的な研究成果を基に、干ばつ等の過酷環境下での持続的な作物・畜産物生産及び開発途上地域の栄養改善に資する、作物ゲノミクスや未利用資源の活用等を中核としたレジリエンス強化農業技術の研究開発基盤を構築し、我が国における高温や干ばつへの対応にも貢献する。気候変動下において農地の持続性と収益性を高めるため、栽培体系・品種の

最適化に加えて、栄養性向上や食品ロス削減に資する未利用副産物利用技術を開発し、小規模農家の生産性と栄養改善に寄与する技術基盤を確立する。越境性病害虫の生態学的特性および分子機構を解明することにより、低環境負荷型の持続的防除技術を開発するとともに、新規病害虫の発生に迅速に対応可能な研究基盤を構築する。熱帯地域の水産業の持続性・安定性向上に向け、養殖種苗の生産・育成技術の高度化及び漁業者・地域と連携した資源管理方策の検討、及び生産物の高付加価値化に資する技術開発を行う。サブサハラアフリカの小規模畑作システムにおける土壌機能の維持、養分・水分利用効率の改善、作物生産性向上に資する土壌・作物管理技術を開発することにより、農業生態系サービスを強化するための技術体系を構築する。アフリカの水田農業において、安定かつ多様な作物生産につながる技術を開発するとともに、水田農業を支える森林の水源涵養機能や土壌保全機能を科学的に解明することで、食料増産と環境保全の両立を図る。（食料安定供給に資する技術の開発7件）

4 国際情報の収集・分析及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント>

革新的技術を創出するための研究基盤、情報収集・分析体制の強化、情報提供・発信の高度化として、以下の取組を行う。

国際会議への参加や世界的研究ネットワークへの参画を通じ、世界各国の食料安全保障に影響を与える技術・環境・社会経済的動向、国際的アジェンダに伴う新ルールや規制の方向性、新たな農業技術の可能性について情報を収集・整理し、多様な媒体を通じて広く発信するとともに、国内外機関とのパートナーシップを強化する。熱帯作物を対象に、国際農研が遺伝資源情報基盤のハブとなる連携体制を構築し、多様な遺伝資源有用素材の選出を加速化させる遺伝的多様性評価及び利用促進に資する新技術・手法の開発を行うとともに、現場への展開・実用化に向け生産国・地域の研究機関等との技術的協力やネットワーク形成を通じて栽培管理法等の実証技術の整備を推進する。食品産業のニーズや制度面の動向、技術シーズに関する国内外関係機関との情報共有を強化し、国内の食品関連事業者等との連携による実証研究を通じて、食料の高付加価値化に資する国際農研の開発技術の社会実装を促進する。気候変動への適応・緩和技術、病害抵抗性、化学肥料・農薬低減技術を統合し、インドネシア等対象国の現地研究機関と協働した実証研究を行うとともに、政策形成に資する情報発信や普及戦略の策定を行い、品種と生産技術を合わせた社会実装を促進する。国際農研が有する国際ネットワークを活用し、アジアモンスーン地域において我が国が主導する農林水産業基盤技術の更なる普及に向けた実証研究を拡大すると同時に、対象地域での新技術導入における実装戦略を立案し、新技術の普及促進に資する情報提供を行う。

また、国際連携ネットワークとデジタル技術等を活用した広報活動を通じて、国際農研の国際的プレゼンス向上を図るため、パートナー機関と連携したプレスリリース等の共同発信を通じて、グローバルな情報発信力を強化する。一般国民

をはじめとする社会の関心やニーズを踏まえた情報内容を整理・構成し、適切な情報発信手段を選択するとともに、ウェブサイト、SNS 等のデジタルツールや、動画、刊行物等のコンテンツ媒体、イベント等の対面機会を組み合わせた統合的な広報戦略を展開する。さらに、デジタル技術や AI を活用したデータ分析や研究成果の社会的インパクトの可視化を行い、情報発信の効果を継続的に検証し、その結果を広報計画やコンテンツ企画に反映させることで、研究戦略と連動した広報機能の高度化と信頼性の高い情報発信を推進する。(熱帯性作物遺伝資源の効率的な利用技術等の開発 3 件、国際情報の発信やインテリジェンス機能の強化に資する「マニュアル (SOP、情報レポートを含む)」の作成数 21 件、プレスリリース件数 98 件)

第 2 業務運営の効率化に関する事項

1 経費の合理化

運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び合理化を進め、一般管理費については、少なくとも対前年度比 3% の合理化 (公租公課を除く。)、業務経費については、少なくとも対前年度比 1% の合理化 (公租公課を除く。)を行うことを目標に効率化する。

2 調達の合理化

ア 定量的な目標や具体的な指標を含む「調達等合理化計画」を毎年 6 月末までに策定し、着実に実行するとともに、毎年度の実績評価に併せて自己評価を行う。

イ 農研機構等他の独立行政法人との共同調達、落札価格情報の共有等の連携による効率化はもとより、調達のデジタル化等、調達の合理化に向けて取り組む。

3 法人全体のデジタルトランスフォーメーション

組織全体で業務の効率化を実現するため、業務改革 (BPR) を実施した上で、クラウドサービスの活用等デジタルツールの計画的な導入やシステム改善等を積極的に行う。

4 研究施設・設備の合理化 (施設及び設備に関する計画)

研究施設・設備については、国際的な研究拠点としての機能強化に対応しつつ、研究の重点化方向や老朽化の状況等を踏まえ、他の独立行政法人等の施設の利用等を検討した上で、整備しなければ研究推進が困難なもの、老朽化が著しく改修しなければ研究推進に支障をきたすもの、法令により改修が義務付けられているもの等、業務遂行に真に必要なものを計画的に整備するとともに、効率的に利用する。

令和 8 年度～令和 14 年度施設、設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
研究施設の整備 研究援助施設の整備 機関維持運営施設の整備 その他業務実施上必要な施設・設備の整備等		施設整備費 補助金
合計	1,071±χ	

注) χ：各年度増減する施設、設備の整備等に要する経費

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

別紙のとおり

2 収支計画

別紙のとおり

3 資金計画

別紙のとおり

4 自己収入の確保

ア 自己収入の更なる確保に向け、国内外の情報収集や企画提案力の強化等を通じ、政府等の国際貢献に資するプロジェクト研究資金など、外部資金の獲得等を推進する。

イ 自己収入の増加が見込まれる場合には、増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで運営費交付金の要求を行い、認められた場合には当該新規業務を実施する。

5 保有資産の処分

現有の施設・設備について自主点検を行い、利用率の低いものについては、その改善の可能性等の検討を行った上、保有の必要性が認められないものについては、適切に処分する。

第4 短期借入金の限度額

第6期中長期目標期間中の各年度の短期借入金は、5億円を限度とする。

想定される理由：年度当初における国からの運営費交付金の受入れ等が遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費等の支払遅延を回避するため。

第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財

産の処分に関する計画

なし

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第7 剰余金の使途

開発途上地域の農林水産業を対象とする研究戦略策定のための調査、情報技術利用高度化のための機器の整備、広報の充実、研究用機器の更新・購入等に使用する。

第8 その他業務運営に関する重要事項

1 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化及びコンプライアンスの推進

- ア 理事長のリーダーシップの下、各役員の担当業務、権限及び責任を明確する。
また、役員会及び運営会議において、迅速かつ的確な意思決定の補佐及び意思伝達を行う。これらの会議及び所内委員会等を通じた情報収集によって、国際農研の業務遂行の障害となるリスクの把握と適切なマネジメントを行う。さらに、全部署の業務プロセスを可視化し、可能な業務については方策を検討の上、業務改革（BPR）を実施する。
- イ 法人の目標や各業務の位置づけ等について役職員の理解を促進し、役職員のモチベーションの一層の向上を図るため、全職員を対象としたコンプライアンス一斉研修における法人ミッションに関する講義等の取組を行う。
- ウ 国際農研に対する国民の信頼を確保する観点から、コンプライアンスを徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識向上を図るため、研修や教育訓練等を実施する。
- エ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）等を踏まえ、研究活動における不適正行為を防止するための職員教育や体制の整備を進める。
- オ 薬品管理システム等を活用し、化学物質等の適正管理の徹底を図る。
- カ 生物材料等の適正入手・適正管理に関する教育訓練等を通じて、職員の管理意識の向上を図るとともに、法規制のある生物材料については適正管理を徹底する。

(2) 研究セキュリティ・インテグリティの確保

研究セキュリティ・インテグリティを確保するため、政府の方針を踏まえ、研究インテグリティ管理委員会等による必要な情報の収集と判断に加え、職員への研修等を行う。

(3) 情報セキュリティ対策の強化及び情報システムの整備・管理

- ア 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適切に見直すとともに、めざましい変革を見せる情報セキュリティ技術を参考としつつ、サイバーセキュリティの強化に取り組む。
- イ 情報セキュリティ対策の実施状況を評価し、情報セキュリティ対策の改善に反映する。
- ウ 情報システムの整備及び管理のため、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）及びPMO等の体制のもとデジタルトランスフォーメーションを推進する。

(4) 情報公開の推進等

公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、情報公開を積極的に推進し、情報公開請求に対しては適切に対応するとともに保有する個人情報を適切に管理する。

(5) 環境対策・安全衛生管理の推進

- ア 法人内で使用するエネルギーの削減、廃棄物等の適正な取組等を職員に確実に周知し、リサイクルの促進に積極的に取り組むとともに、みどりの食料システム戦略に基づく環境配慮のチェック等を着実にを行う。
- イ 職員の安全衛生意識の向上に向けた教育・訓練、職場巡視などモニタリング活動を実施し、作業環境管理の徹底を図る。また、ヒヤリハット事例等を活用した事故等の未然防止活動に取り組む。
- ウ 職員の防災意識の向上を図るとともに、必要な設備の設置、管理を行う。また、災害等緊急時の対応体制を整備する。

2 人材の確保・育成

(1) 多様な人材の確保・育成

- ア クロスアポイントメント制度、テニユア・トラックを付した任期付制度や再雇用制度等の多様な制度を準備し、多様な人材の受け入れを可能にする。
- イ 国際頭脳循環の動きも踏まえた国内外の優秀な研究者等の積極的な獲得や、海外の情報収集分析等の専門人材、国内の優秀な女性・若手職員の確保のため、様々なネットワークの活用や広報活動との連携などの戦略的なリクルート活動に取り組むとともに、社会実装等のための知的財産マネジメントに知見のある外部専門家の活用等を行う。
- ウ 人材育成プログラムや各種研修の活用等を通じ、研究の企画及び評価、研究

業務の支援、技術移転並びに組織運営等の様々な分野の人材を育成する。

エ 国際研究ネットワークの充実に資するため、CGIAR 研究センターとの人材交流や国際共同研究の促進を通じた我が国や開発途上地域の人材育成に取り組む。

(2) 人事に関する計画

ア 業務の着実な推進のため、必要に応じて職員を重点的に配置するなど、柔軟で適切な人事配置を行う。

イ 優秀な女性や若手の職員を積極的に採用するとともに、女性の幹部登用、ワークライフバランス推進等の男女共同参画の取組を強化する。(女性管理職員の割合が前期実績を上回る)

(3) 人事評価制度の的確な運用

ア 関係規程や業績評価マニュアル等を整備し、公正かつ透明性の高い業績及び能力評価システムを運用するとともに、人事評価結果を適切に処遇等に反映する。

イ 研究職員については、研究業績、研究成果の社会実装、運營業務への貢献、目標の達成度等、多角的な観点に基づく業績評価を実施する。

(4) 報酬・給与制度の的確な運用

ア 役職員の報酬・給与については、国家公務員や民間企業の給与水準を勘案した給与水準とする。

イ クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入や卓越した研究者等への財務状況に応じた弾力的な処遇に取り組む。

ウ 透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準に係る検証結果や取組状況を公表する。

3 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

前期中長期目標期間の最終年度において、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、棚卸資産、前払費用、長期前払費用、前渡金及び仮払金の経過勘定に係る会計処理に充てる。

また、施設及び設備に関する計画については、第 2 の 4、職員の人事に関する計画については、第 8 の 2（2）のとおり。

別紙

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和8年度～令和14年度予算

（単位：百万円）

区 分	環境・ 資源 セグメン ト	食料・ 栄養 セグメン ト	情報・ 戦略 セグメン ト	計	法人共通	合計
収 入						
運 営 費 交 付 金	7,197	9,089	4,654	20,940	5,288	26,228
施 設 整 備 費 補 助 金	380	480	211	1,071	0	1,071
受 託 収 入	991	1,251	550	2,792	0	2,792
寄 附 金 収 入	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	2	2	1	5	0	5
計	8,569	10,823	5,416	24,808	5,288	30,096
支 出						
業 務 経 費	3,155	3,985	2,408	9,548	0	9,548
施 設 整 備 費	380	480	211	1,071	0	1,071
受 託 経 費	991	1,251	550	2,792	0	2,792
一 般 管 理 費	0	0	0	0	711	711
人 件 費	4,051	5,116	2,250	11,417	4,577	15,994
計	8,577	10,832	5,420	24,829	5,288	30,117

〔運営費交付金算定のルール〕

1. 令和8年度は、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金＝（前年度一般管理費× α × γ ）＋（前年度業務経費× β × γ ）
 ＋ {人件費（退職手当、福利厚生費を除く。）＋退職手当＋福利厚生費}
 ± δ －諸収入（収入が固定的であり、法人の裁量の余地がない性質のものに
 限り、臨時に発生する寄付金、知財収入など増加見込み額及びその額が予見
 できない性質のものを除く。）

α ：一般管理費の効率化係数

β ：業務経費の効率化係数

γ ：消費者物価指数

δ ：各年度の業務の状況に応じて増減する経費

諸収入：運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積
 額

人件費＝前年度の（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）×（1＋給与改定率）

諸収入＝直前の年度における諸収入× ω － ε

ω : 収入政策係数（過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。）

ε : 自己収入の増加見込み額を充てて行う新規事業の経費

2. 令和9年度以降については、次の算定ルールを用いる。

運営費交付金 = ((前年度一般管理費 - 前年度公租公課) $\times \alpha \times \gamma$ + 当年度公租公課)
+ ((前年度業務経費 - 前年度公租公課) $\times \beta \times \gamma$ + 当年度公租公課)
+ {人件費（退職手当、福利厚生費を除く。） + 退職手当 + 福利厚生費}
 $\pm \delta$ - 諸収入（収入が固定的であり、法人の裁量の余地がない性質のものに
限り、臨時に発生する寄付金、知財収入など増加見込み額及びその額が予見
できない性質のものを除く。）

α : 一般管理費の効率化係数

β : 業務経費の効率化係数

γ : 消費者物価指数

δ : 各年度の業務の状況に応じて増減する経費

諸収入 : 運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう自己収入の見積
額

人件費 = 前年度の（基本給 + 諸手当 + 超過勤務手当） \times （1 + 給与改定率）

諸収入 = 直前の年度における諸収入 $\times \omega - \varepsilon$

ω : 収入政策係数（過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。）

ε : 自己収入の増加見込みを充てて行う新規事業の経費

（注） 消費者物価指数及び給与改定率については、運営状況等を勘案した伸び率とする。ただし、運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

[注記] 前提条件

1. 期間中の効率化係数を一般管理費については年97%、業務経費については年99%と推定。
2. 給与改定率及び消費者物価指数についての伸び率をともに0%と推定。
3. 収入政策係数についての伸び率を0%と推定。
4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

2. 収支計画

令和8年度～令和14年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	環境・ 資源 セグメン ト	食料・ 栄養 セグメン ト	情報・ 戦略 セグメン ト	計	法人共通	合計
費用の部						
経常費用	8,415	10,544	5,296	24,254	5,404	29,658
人件費	3,791	4,788	2,106	10,686	2,964	13,650
賞与引当金繰入	259	328	144	731	203	934
退職給付費用	0	0	0	0	1,410	1,410
業務経費	3,127	3,939	2,397	9,463	0	9,463
受託経費	976	1,240	540	2,756	0	2,756
一般管理費	0	0	0	0	711	711
減価償却費	261	248	109	618	116	734
財務費用	0	0	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0	0	0
収益の部						
運営費交付金収益	6,909	8,716	4,498	20,123	3,675	23,798
賞与引当金見返に に係る収益	259	328	144	731	203	934
退職給付引当金 に係る収益	0	0	0	0	1,410	1,410
諸収入	2	2	1	5	0	5
受託収入	991	1,251	550	2,792	0	2,792
寄附金収益	7	9	4	21	0	21
資産に係る繰延収益 戻入	248	233	103	583	116	699
臨時利益	0	0	0	0	0	0
純利益	2	△4	4	2	0	2
前中長期目標期間繰越 積立金取崩額	0	0	0	0	0	0
総利益	2	△4	4	2	0	2

[注記]

1. 収支計画は、予算ベースで作成した。
2. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
3. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

3. 資金計画

令和8年度～令和14年度資金計画

(単位：百万円)

区 分	環境・ 資源 セグメン ト	食料・ 栄養 セグメン ト	情報・ 戦略 セグメン ト	計	法人共通	合計
資金支出	8,579	10,835	5,422	24,836	5,288	30,124
業務活動による支出	8,154	10,295	5,187	23,636	5,288	28,924
投資活動による支出	423	537	234	1,193	0	1,193
財務活動による支出	0	0	0	0	0	0
次期中長期目標の期間 への繰越金	2	3	1	7	0	7
資金収入	8,579	10,835	5,422	24,836	5,288	30,124
業務活動による収入	8,189	10,343	5,205	23,737	5,288	29,025
運営費交付金による 収入	7,197	9,089	4,654	20,940	5,288	26,228
受託収入	991	1,251	550	2,792	0	2,792
寄附金収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	2	2	1	5	0	5
投資活動による収入	380	480	211	1,071	0	1,071
施設整備費補助金に よる収入	380	480	211	1,071	0	1,071
その他の収入	0	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0	0
前中長期目標期間から の繰越金	10	12	5	28	0	28

[注記]

1. 資金計画は、予算ベースで作成した。
2. 「受託収入」は、農林水産省及び他府省の委託プロジェクト費等を計上した。
3. 「業務活動による収入」の「その他の収入」は、諸収入額を記載した。
4. 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。